

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

令和 8年 3月 18日

契約事務受任者

名古屋市観光文化交流局長 佐治 独歩

1 入札に付する事項

(1) 件名	名古屋城所蔵品等デジタルアーカイブ業務委託
(2) 履行場所	入札説明書による。
(3) 履行内容	入札説明書による。
(4) 契約期間	契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
(5) 履行期間	契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
(6) 予定価格	非公表
(7) 総合評価落札方式	対象とする。
(8) 長期継続契約	対象としない。
(9) 事業所管局	観光文化交流局

2 競争入札参加資格に係る事項

(1) 申請年度	令和 7年度及び令和 8年度
(2) 申請区分	業務委託
(3) 申請業種	コンピューター関連サービス又はシステム開発
(4) 等級	—
(5) 履行実績	令和2年度以降に、元請け、下請けを問わず、文化財保護法（昭和25年法律214号）第27条に定める重要文化財または国宝を対象としてデジタルアーカイブを実施した実績を有するものであること。
(6) その他資格要件	—

3 入札手続等に係る事項

(1) 質問期限	令和 8年 3月30日 午後 5時00分まで
(2) 回答期限	令和 8年 4月 1日 午後 5時00分まで
(3) 入札書等の提出期間	令和 8年 4月 2日 午前 9時00分から 令和 8年 4月13日 午前10時00分まで
(4) 電子メール又は持参 による実施提案等資 料の提出期間	令和 8年 4月 2日 午前 9時00分から 令和 8年 4月13日 午前10時00分まで
(5) 郵送による実施提案 等資料の到達期限	令和 8年 4月10日 午後 5時00分まで
(6) 開札日時	令和 8年 4月20日 午前10時10分
(7) 予定価格の区分	総額で定める。
(8) 積算内訳書の提出	必要とする。
(9) 調査基準価格	対象とする。
(10) 失格基準価格	対象としない。
(11) 最低制限価格	対象としない。
(12) 確認申請書等の提 出期間	落札候補者決定通知日の翌日から起算して、 原則として 2日（休日は含まない。）以内の 午後 5時00分まで
(13) 注意事項	-

4 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒460-0031 名古屋市中区本丸 1番 1号

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

名古屋城調査研究センター

電話 052-231-2481

FAX 052-218-5335

電子メールアドレス

a2311700-07@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

5 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 2(1) に掲げる申請年度の名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに 2(2) に掲げる申請区分及び 2(3) に掲げる申請業種について競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとししない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。
- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係

事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

(9) 2(5) に掲げる資格要件を満たすこと。

6 入札手続等

(1) 入札説明書の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。

アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

(2) 本公告に対する質問

ア 質問方法

質問は名古屋市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により送信すること。ただし、やむを得ないと認められる事由により電子入札システムの利用ができない者は、入札担当部署の承諾を得た場合に限り、電子メール等により質問を行うことができる。

イ 質問期限

3(1) のとおり。

ウ 質問に対する回答

電子入札システムにより回答し、閲覧に供するほか、調達情報サービスに回答を掲載する。併せて仕様の補足等が示されることもあるので、入札書等の提出前に必ず確認すること。

電子メール等にて質問を受け付けた場合は、質問者には上記の他に個別に電子メール等にて回答する。

エ 回答期限

3(2) のとおり。

(3) 入札方法

ア 入札は 3(7) に掲げる区分により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額

の 110分の 100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

イ 本入札は、調達役務の品質確保を図るために、実施提案等資料の提出を受け付け、入札価格と入札価格以外の技術的な要素等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式一般競争入札により行う。

(4) 電子入札システムの利用

本公告に係る入札は、電子入札システムで行う。

(5) 入札書及び積算内訳書の提出

ア 電子入札システムにより提出すること。ただし、名古屋市電子入札実施要領に基づき、やむを得ないと認められる事由により入札担当部署の承諾を得た場合に限り、紙により入札書及び積算内訳書を提出することができる。

イ 入札書及び積算内訳書の提出期間

3(3) のとおり（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。）。

ウ 一度提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 実施提案等資料の提出

ア 電子メール、持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）により提出すること。

イ 実施提案等資料の提出期間及び提出先等

(ア) 電子メールによる場合の提出期間及び提出先

a 提出期間 3(4) のとおり（名古屋市の休日を除く。）。なお、
cに定める手続きを期間内に全て終えていること。

b 提出先アドレス 4に同じ

c 提出手続き

(a) 以下のメールを bに送付すること。

件名：【URL送付依頼】名古屋城所蔵品等デジタルアーカイブ業務委託

本文：事業者名、担当者の連絡先（担当者氏名、電話番号）

号) を記載すること。

(b) 電子メールの到達確認を電話で行うこと。連絡先は 4に同じ。

(c) 発信元メールアドレス宛に送付されるメールに記載された URLに、提出書類をアップロードすること。ただし、アップロード用パスワードが記載されたメールは別に送付される。

d 提出に当たっての注意事項

(a) 提出書類は、原則としてPDF形式とする。

(b) 正本及び副本（事業者名が特定できるような表示や表現を記載しないこと）の 2種類を提出すること。

(イ) 持参による場合の提出期間及び提出場所

a 提出期間 3(4) のとおり（名古屋市の休日を除く。）。

b 提出場所 4に同じ

c 提出に当たっての注意事項

正本 1部及び副本 4部（事業者名が特定できるような表示や表現を記載しないこと）の合計 5部を提出すること。

(ウ) 郵送による場合の到達期限及び提出先

a 3(5) のとおり。

b 提出先 4に同じ

c 提出に当たっての注意事項 (イ) に同じ

ウ 一度提出された実施提案等資料の修正又は差し替えは認めない。

(本市からの指示があった場合を除く。)

(7) 開札日時及び開札場所

ア 開札日時 3(6) のとおり。

イ 開札場所 〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市観光文化交流局総務課（入札担当部署）

（名古屋市役所本庁舎 5階）

電話 052-972-3106

電子メールアドレス

keiyaku-10@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

7 落札候補者の決定方法等

(1) 総合評価の方法

入札者が提出した実施提案等資料に基づき評価した技術評価点（最大65点×評価者人数）に、次の式により算出した価格評価点（最大35点×評価者人数）を加えて総合評価値を算出する。

総合評価値＝技術評価点＋価格評価点

価格評価点＝ $\{1 - (\text{入札価格} - \text{調査基準価格}) \div \text{予定価格}\} \times (\text{価格点の配点}) \times \text{評価者人数}$

ただし、入札価格≤調査基準価格は満点とする。

なお、入札価格は、消費税及び地方消費税を除いた価格とする。

(2) 落札者決定基準

入札説明書に定める。

(3) 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税を除いた価格）以下であり、実施提案等資料の内容が仕様書の要件を満たしている入札者のうち、(1)により算出した総合評価値の最も高い者を落札候補者として決定する。ただし、総合評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

(4) 入札結果の公表

入札結果は、名古屋市ホームページの調達情報サービスにおいて公表する。

アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

(5) 実施提案等の評価理由の説明

入札者は、入札結果の公表があった日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、入札者本人における実施提案等の評価の理由について、書面により説明を求めることができる。

(6) 評価内容の担保

落札者の実施提案等の内容については、契約の締結に当たり、契約上履行すべき事項である旨を契約図書に明示する。

(7) 実施提案等が不履行となった場合の取扱い

受注者の責めに帰すべき事由により、この契約の入札時に行った実施提案等について全部又は一部が不履行となった場合、受注者は、発注者の指定する期間内に次の式をもって計算した違約金を支払わなければならない。

違約金の額＝当初の委託代金額×（1－実施提案等に基づく評価点について実際に受注者が履行した内容に基づいて算出し直した点数／実施提案等に基づく評価点）

8 競争入札参加資格確認申請書の提出

(1) 落札候補者となった者は、競争入札参加資格の確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認書類（以下、「確認申請書等」という。）を提出すること。

(2) 確認申請書等の提出方法、提出期間及び提出場所

ア 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、入札担当部署の承諾を得た場合に限り、電子メール等により提出することができる。

イ 提出期間 3(12)に同じ

ウ 提出場所 4に同じ

(3) 一度提出された確認申請書等の訂正又は差し替えは認めない。（本市からの指示があった場合を除く。）

9 落札者の決定

競争入札参加資格の確認の結果、落札候補者について競争入札参加資格があると認められたときは、その者を落札者として決定する。

10 その他

(1) 費用の負担

実施提案等資料等の作成に関して必要となる一切の費用は、入札者の負担とする。

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 入札保証金の納付義務

免除。

(4) 契約保証金の納付義務

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合は、免除する。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、確認申請書等及び入札説明書で指定する書類に虚偽の記載をした者の入札並びに入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうちに予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。再度入札を行う場合は、初度入札の開札時に再入札書受付開始予定日時及び再入札書締切予定日時を通知するので、指定日時までに再度入札を行うこと。

なお、再度入札は原則として 2回を限度とする。

初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することはできない。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

3(7) のとおり。

(9) 低入札価格調査

本公告に係る入札は名古屋市低入札価格調査要領（17財監第69号）の対象とし、落札者となるべき者の入札価格が同要領第 2条で定める調査基準価格に満たない金額の場合は、同要領第 5条の規定に基づき調査を行うものとし、当該入札者は事後の事情聴取に協力するものとする。この場合、同要領第 6条第 1項の規定により当該入札者が予定価格の制限の範囲内で価格その他の条件が最も有利なものをもって入札を行った者であっても落

札者とならない場合がある。

(10) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 本入札は、令和 8年度の当該予算の成立及び地域未来交付金（デジタル実装型）の交付決定を条件とする。